

ナスコンバレー協議会 会員規約 第3条第1項 別紙

一、正会員を除く各会員の参画資格は、第3条1項に示す『本協議会の目的に賛同して、所定の申し込み方法により入会申し込みを行い、理事会の承認を得て会員となるものとする。会員はいずれも団体、法人、個人を対象とする。』以外に、それぞれ下記に定める入会条件を満たすものとする。

1. 地域会員

栃木県内に本社の所在地を有し、年間売上額が10億円未満とする。
また、所定の申し込みの際に推薦状を求める場合がある。

2. 準会員

個人、学校法人、研究機関、スタートアップ企業、自治体、医療機関、又はこれらを除く非営利団体であること。
ただし、スタートアップ企業とは原則、創業5年以内、資本金1億円未満、年間売上額3億円未満をすべて満たすこととする。
また、所定の申し込みの際に推薦状を求める場合がある。

3. 賛助会員

当協会の活動及び事業を支援するために入会した個人及び団体。
賛助会員の対象は、金融機関や投資家などの資金援助を主とする個人・団体、またはアクセラレーターなどのビジネス支援や協業を主とする個人・団体とする。
また、所定の申し込みの際に推薦状を求める場合がある。

以上

制定：令和4年1月26日